

式法云、奉天子故、於當神モ、今日奉供索餅人モ食スレバ病ヲ除、本誓勿論也、拵件之神寶等取出シ、異朝退治之靈法勤行畢テ座ヲ立、御正面藤之方興利北ニ出、大宮司始テ神官等立並居、三韓降伏調義之火ヲ立ル例有利、是中神大神役ス。

〔古今要覽稿時令〕年中行事略式云、星の宮の神事は、筑前國大島の星の宮と云あり、北は彦星の宮、南は織女の宮、兩社の間の川を天の川と稱す、土人婚禮の望ありて、女を得んと欲する人は川北の彦星の宮に祈る、七月朔日より七日の夜半に至り、近郷の男女群集して、晝夜の神事嚴重なり、川の中に二つの棚をかまへ、名香を燃、灯明をかげ、瓜、果物、神酒等をそなへ、竿のはしに五色の糸をかけ、梶の葉に歌をかきでたむけ、琴笛等を列らね、たらひに水を湛へ、星の影をうつし、若男女の望ある者は、其名前を短冊にしるし、彦星の棚には男の短冊を置、織女の棚には女の短冊をつらね、七日の夜に必ず風ありて、彼短冊を川水に吹流す、若婚縁の神慮にかなふものは、男女の短冊、たらひの水にならび浮む、是を縁定の神事と號する也。○正略

〔掌中歷上時〕節日由緒

七月七日索餅、高辛氏小子、七月七日死、其靈無一足成鬼神、於人致瘧病、其存日常喰索餅故、

〔年中行事秘抄七月〕七日御節供事内膳司、昔高辛氏小子以七月七日死、其靈爲無一足鬼神、致瘧病、

其存日常食麥餅故、當死日以麥餅祭靈、後人此日食麥餅、年中除瘧病之惱、後世流其口矣、

〔公事根源七月〕七日御節供、内膳司より是を調進す、けふさくべいを用事、ゆへある事にや、むかし高辛氏の小子七月七日に死たり、其靈鬼となりて、人に瘧病をいたす、その存日に麥餅をこのみしがゆへにけふ索餅をもて是をまつれば、年中の瘧病をのぞくといへり、

〔玉海〕治承四年七月七日丁巳、節供如常、陪膳季長朝又嫁聚之後、三年不取入索餅於家中云々、